

**本**年は、金融税制の見直しが予定されている。平成30年度与党税制改正大綱には「金融所得に対する課税のあり方については、…税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から…諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する」と明記されている。

「税負担の垂直的な公平性等の確保」とは所得再分配機能の強化ことで、国税庁のサンプル調査に示されている、申告所得1億円を超えると所得税の実効税率が下がる原因が、金融所得を他の所得と分離し20%（国税15%，地方税5%）で課税している金融税制にあるのでそれを見直したいということである。

家計調査でみると、わが国の中間層はやせ細りつつあり、とりわけ資産についてはアベノミクス効果によると思われる株式譲渡益の恩恵が、上位10%あたりに集中するという状況がみてとれ、金融所得税制を見直し所得再分配機能を強化することには基本的に異論はない。

一方金融所得税制の単なる

増税は、わが国の株式市場に、ひいては公的年金の運用成績に大きな影響を及ぼす。iDeCo（個人型確定拠出年金）を国民誰もが利用できるようにし、さらにはNISAを拡充してきた近時の政策との整合性も問われることになる。そこで、金融所得税制の見直しについては、国民の資産形成を支援する税制の拡充、具体的にはNISAを本格的なTEE型（拠出時課税、あとは非課税）の資産形成支援制度として整備することなどとパッケージで行う必要がある。

わが国の公的年金制度は賦課方式なので、少子高齢化の進展で制度の根幹が揺らいでいる。2014年の財政検証では、8つのうち3つのケースで、年金の所得代替率（65歳で受け取る年金額と平均賃金との比率）が50%を割っており、国民の将来不安を高めている。そのためにも、

自助努力での老後の生活資金の確保を支援する税制の必要性がある。

2017年に拡充したiDeCoの税制はEET型（拠出・運用時非課税、給付時課税）である。諸外国をみると、EET型とTEE型の貯蓄優遇制度が並立し、国民はニーズに応じて選択できる。米国ではIRAとRoth IRA、カナダでは登録退職貯蓄制度（RRSP）と非課税貯蓄口座（TFSA）という2つの選択肢があり、前者がEET型、後者がTEE型となっている。税率が一定であれば、税引き後の手取りは等しくなる。冒頭の税制改正大綱にも、「諸外国の制度…も踏まえつつ」と記されており参考にすべきだ。

わが国のNISAはTEE型で、2010年に導入され、2016年にジュニアNISA、2018年からはつみたてNISAが追加されたが、いまだ暫定措置である。これを本格的な貯蓄優遇制度（例えば日本版IRA、<http://www.japantax.jp/teigen/file/20171016.pdf>）に模様替えし、国民の老後貯蓄の選択肢を広げることが必要である。

複数に分散しわかりづらい3階部分の年金の整理・統合の受け皿としての役割も期待できる。iDeCoは厚生労働省所管の年金制度であり、NISAは金融庁所管の証券税制の流れを汲む制度であるが、国民にとっては同じ機能を持つ。

もう1つ留意すべきことは、現在の15%（国税）という税率は多くの納税者にとってはむしろ重いということである。国税庁の調査でも、税の負担率が15%になるのは所得1,500万円からである。そこで、一律に税率を引き上げるのではなく、2段階税率（例えば一定の金融所得を超えると20%）にするという方法も考えるべきではないか。特定口座、ICTの活用により不可能ではないはずだ。2016年末に1,800兆円となったわが国個人金融資産をいかに活用するか、経済活性化のカギを握る。

第 132 回

金融税制の見直しはNISAの  
恒久化とパッケージで

森信茂樹  
中央大学法科大学院教授  
東京財團上席研究員

# 税制之理